

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月9日

【四半期会計期間】 第126期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 日本ピストンリング株式会社

【英訳名】 Nippon Piston Ring Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋輝夫

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号

【電話番号】 048(856)5011(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 志田健

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号

【電話番号】 048(856)5011(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 志田健

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第125期 第3四半期 連結累計期間	第126期 第3四半期 連結累計期間	第125期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)	32,101	37,993	45,276
経常利益又は経常損失 () (百万円)	319	2,646	355
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 () (百万円)	1,312	1,767	813
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,379	3,936	121
純資産額 (百万円)	29,001	33,920	30,267
総資産額 (百万円)	63,207	65,625	61,809
1株当たり四半期純利益又は四半期(当期)純損失 () (円)	163.93	229.64	102.56
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 (円)	-	228.34	-
自己資本比率 (%)	43.5	49.0	46.4

回次	第125期 第3四半期 連結会計期間	第126期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	79.90	63.47

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 3 「1株当たり四半期純利益又は四半期(当期)純損失()」の算定においては、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)を導入し、信託銀行に設定した日本ピストンリング従業員持株会専用信託口が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数は当該株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。
- 4 第125期第3四半期連結累計期間及び第125期連結会計年度の「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社は2021年4月1日付で当社の連結子会社である株式会社日本リングサービス及び株式会社日ピスビジネスサービスを吸収合併しております。

この結果、2021年12月31日現在では、当グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び連結子会社12社により構成されることとなりましたが、当第3四半期連結累計期間において、当グループが営む事業の内容に重要な変更はございません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、新型コロナウイルスワクチンの接種進展による経済活動の段階的な再開や各種政策の効果等により回復の動きが見られましたが、一方で需要増加に伴う供給不足やサプライチェーンの混乱、原材料価格をはじめとした各種コストの上昇が顕在化いたしました。また、我が国におきましては、昨年9月末に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除され、個人消費に持ち直しの動きが見られたものの、新たなオミクロン株による感染症の再拡大が懸念される等、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

当グループが関連する自動車業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大で急減した前年同期からは需要が回復基調にあり、世界の自動車生産台数は増加しましたが、車載半導体の不足や部品供給の停滞による生産調整を余儀なくされました。

このような状況の中、当グループにおきましては、上記の生産調整による影響を受けたものの、市場動向にあわせた需要の取り込みを進めたこと等により、売上高は379億93百万円（前年同四半期比18.4%増）となりました。

損益面におきましては、原材料価格の高騰による影響がありましたが、増産効果に加えて、原価低減や固定費の削減を継続して推し進めたこと等により、営業利益は24億20百万円（前年同四半期は営業損失7億3百万円）、経常利益は26億46百万円（前年同四半期は経常損失3億19百万円）となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は17億67百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失13億12百万円）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

なお、収益認識会計基準等の適用による売上高及び営業利益に与える影響はありません。

自動車関連製品事業

自動車関連製品事業は、車載半導体不足に伴う自動車メーカーの稼働停止影響を受けたものの、世界の自動車生産台数が増加したこと等により、売上高は326億91百万円（前年同四半期比19.4%増）となり、セグメント利益は23億25百万円（前年同四半期はセグメント損失4億93百万円）となりました。

船用・その他の製品事業

船用・その他の製品事業の売上高は、産業機器向け製品の需要拡大等により、18億11百万円（前年同四半期比13.4%増）となり、セグメント利益は3億32百万円（前年同四半期比526.5%増）となりました。

その他

商品等の販売事業を含むその他の売上高は、34億89百万円（前年同四半期比11.4%増）となり、セグメント利益は1億65百万円（前年同四半期比194.9%増）となりました。

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ、38億16百万円増加し、656億25百万円となりました。これは主に、「棚卸資産」の増加19億6百万円、「投資有価証券」の増加9億2百万円、「現金及び預金」の増加7億90百万円、「有形固定資産」の増加3億83百万円等があったことによるものであります。

負債におきましては、前連結会計年度末に比べ、1億63百万円増加し、317億4百万円となりました。これは主に、「支払手形及び買掛金」の増加11億42百万円、「繰延税金負債」の増加3億59百万円、流動負債「その他」の増加3億54百万円、「電子記録債務」の増加3億5百万円、「営業外電子記録債務」の増加2億55百万円に対し、「有利子負債」の減少22億76百万円等があったことによるものであります。

純資産におきましては、前連結会計年度末に比べ、36億53百万円増加し、339億20百万円となりました。これは主に、「利益剰余金」の増加14億43百万円、「為替換算調整勘定」の増加12億36百万円、「その他有価証券評価差額金」の増加6億27百万円、「非支配株主持分」増加1億97百万円等があったことによるものであります。

(2) 優先的に対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りです。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に資する取組み及び当社株式の大規模買付行為への対応策（以下、「本プラン」といいます。）の内容は次の通りです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが望ましいと考えております。

もっとも、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、株式の大規模買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものと考えております。

しかしながら、昨今わが国の資本市場においては、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きがあり、このような株式の大規模買付行為の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社のビジネスは、下記「当社の経営理念と企業価値の源泉」においても示すとおり、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる健全な体制を構築し、グローバルに必要とされる先端的かつ高品質なサービスを安定的に供給していくことは、当社の企業価値を高めていく上で不可欠な要素となっております。当社株式の大規模買付行為を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような不適切な大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないとして、当該者による大規模買付けに対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取り組み

・当社の経営理念と企業価値の源泉

当社は、以下の経営理念と「一人一人の工夫と努力を結集し製・販・技の連携プレー強化によって会社の繁栄を私達の生活向上を築きあげよう」を行動指針に定め、お客様からのニーズに迅速かつ的確にお応えできるよう努めております。

経営理念

1. 顧客第一主義の考えに立ってすべての物事を進める。
2. 環境の変化に柔軟に対応し適切な利益を確保して株主をはじめ関連先に報恩する。
3. 社会との調和をはかり、ワールドワイドな総合部品メーカーの地位を確保して人類の進運に寄与する。
4. 常に革新と業績の向上に努めて会社の繁栄を図り社員の生活向上を築き上げる。

上記経営理念に基づき、顧客、従業員、地域社会との関係を大切にすること、ワールドワイドな総合部品メーカーとしての役割を十分に認識した供給体制の構築、品質の向上、技術革新等が当社の企業価値を支える大きな源泉であると考えております。

・企業価値向上のための取り組み

当社は、世界的な環境問題への対応を背景とした低燃費・排ガス規制へのニーズに応える製品開発を通じ

て、社会的課題に対し積極的に貢献しております。

既存領域の自動車エンジン分野においては、高熱効率化や排出ガスのクリーン化に繋がる製品の開発ならびに固有技術を活用したソリューションの提供を進め、品質や提案力において顧客から選ばれる会社を目指した営業活動に取り組んでまいりました。また、製造面においては、革新的な生産ラインの導入や原価低減、自動化の推進等を通じて、確かな製品をより効率的に生産するための体制構築に尽力しております。

新規領域については、非自動車エンジン分野において、将来を見据えた新たな事業の柱として医療やモーター分野を中心に新素材を使った新製品等の開発・事業化に注力しております。その展開においては、自社技術を基盤にしつつも産・官・学との連携、他社とのアライアンスを含めた積極的協業を通じ、より付加価値の高いイノベーションを実現する努力を継続していきます。

また、企業活動に関する社会的責任が重視される傾向は、近年特に強くなってきております。当社と致しましては、本業における環境負荷抑制貢献のみならず、株主・顧客・地域・サプライヤーのみならず、そして従業員とともに、多様性や人権の尊重、ガバナンス向上等、サステナビリティの観点から重要な課題に従来以上に積極的に対応してまいりたいと考えております。

このような基本的な認識のもとで、「Change as Chance ~変化の中にこそチャンスあり~」を基本方針とした第八次中期経営計画に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、当社の更なる発展を果たしてまいります。

・コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、「経営の透明性を高めること」、「ステークホルダーへの説明責任の達成」及び「経営の迅速化を図ること」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その強化を経営の重要課題の一つとして、積極的に取り組んでおります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

・本プラン導入の目的

本プランは、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑止するための取り組みとして導入したものです。

・本プランの内容

() 大規模買付ルールの内容

大規模買付者が大規模買付行為を行う前に遵守すべき大規模買付ルールは、(ア)大規模買付者は事前に当社取締役会に対して当該大規模な買付行為に係る必要かつ十分な情報を提供する、(イ)一定の評価期間を設け、独立委員会に諮問の上、対抗措置の発動も含めた当社取締役会としての意見を形成及び公表する、(ウ)大規模買付者は(ア)及び(イ)の手続後に当該買付行為を開始するというものです。

(a) 本プランの対象となる大規模買付行為等

本プランは、当社株券等の保有割合が20%以上となる買付け又は所有割合が20%以上となる公開買付けに該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案がなされる場合を適用対象とし、大規模買付者は、予め本プランに定められる大規模買付ルールに従わなければならないものとします。

(b) 意向表明書の提出及び情報の提供

本プランの対象となる大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者及びそのグループの概要、大規模買付行為等の目的、方法及び概要並びに本プランで定められる大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言及び違反した場合の補償文言等を記載した意向表明書を提出して頂きます。

(c) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、一定期間を、当社取締役による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会検討期間」といいます。)として設定するものとします。

(d) 独立委員会の設置及び当社取締役会への勧告

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保す

るため、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者を対象として選任するものとしています。

独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容を検討し、対抗措置の発動の是非を含む勧告を当社取締役会に対して行います。

(e) 取締役会の決議・株主意思確認総会

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告に従い、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、独立委員会に対する諮問手続に加えて、()企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為等の内容に踏み込んだ実質的な判断を行う必要があるかどうか並びにその他大規模買付行為等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、又は()独立委員会が大規模買付行為等に対する対抗措置の発動に関して当社株主の意思を確認すべき旨の留保を付した勧告をした場合には、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定した上で、株主総会(以下、「株主意思確認総会」という。)を招集し、対抗措置の発動に関する当社株主の意思を確認することができるものとします。

()大規模買付行為等がなされた場合における対応策

(a) 対抗措置発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により本プランに定める大規模買付ルールが遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い、対抗措置の発動を決定しますが、かかる対抗措置の発動に関し、独立委員会における勧告手続に加えて、株主意思確認総会が開催される場合には、当該株主意思確認総会における当社株主の判断に従って対抗措置の発動を決定します。

(イ) 大規模買付者が大規模ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の不発動を勧告します。なお、大規模買付ルールが遵守される場合であっても、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告します。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置は、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。

()本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2023年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランの有効期間満了前であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から本プランを随時見直し、本プランは当社株主総会又は当社取締役会の決議により廃止又は変更されるものとします。

本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

・買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは2005年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に沿った内容となっており、2008年6月30日に経済産業省が設置した企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為等が行われた際に、本プランにより当該大規模買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間の確保、交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的で導入されるものです。

・株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

本プランは、2020年6月26日開催の当社定時株主総会の承認を得て導入いたしました。また、当社取締役会が法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合又は独立委員会が当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、対抗措置の発動の是非についても、株主総会において当社株主の意思を確認することができる形となっています。

・取締役会の恣意性の排除

当社は、本対応策の適正な運用及び当社取締役会による恣意的な判断の防止により、その判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役から独立した機関として独立委員会を設置しました。大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断に従い、会社法上の機関としての決議を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

・客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、独立委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないよう設定されております。

・デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策・スローハンド型買収防衛策といった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格を持つライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

・第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を受けることができるとされており、これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は12億58百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は2021年12月24日開催の取締役会決議に基づき、株式会社ノルメカエイシアとの間で同日付で株式譲渡契約を締結し、2022年1月11日に全株式の取得を完了し、同社を完全子会社といたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」をご参照ください。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,545,000
計	19,545,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,374,157	8,374,157	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	8,374,157	8,374,157		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年12月31日	-	8,374,157	-	9,839	-	5,810

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である2021年9月30日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 374,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,969,700	79,697	
単元未満株式	普通株式 30,457		
発行済株式総数	8,374,157		
総株主の議決権		79,697	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式100株(議決権1個)及び、日本ピストンリング持株会専用信託が保有する当社株式292,100株(議決権292個)が含まれております。

2 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式46株が含まれております。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 日本ピストンリング株式会社	埼玉県さいたま市中央区 本町東五丁目12番10号	374,000		374,000	4.47
計		374,000		374,000	4.47

(注) 上記のほか、四半期連結財務諸表において、自己株式として認識している当社株式が292,100株あります。これは、日本ピストンリング持株会専用信託が保有する当社株式について、経済的実態を重視し当社と一体であるとする会計処理を行っており、自己株式として計上しているためであります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,766	5,556
受取手形及び売掛金	10,476	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	10,443
棚卸資産	9,454	11,361
その他	1,447	1,639
貸倒引当金	14	8
流動資産合計	26,131	28,992
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,705	7,498
機械装置及び運搬具（純額）	13,544	13,195
土地	5,132	5,561
建設仮勘定	651	1,159
その他（純額）	818	821
有形固定資産合計	27,852	28,235
無形固定資産	873	433
投資その他の資産		
投資有価証券	5,216	6,119
退職給付に係る資産	1,149	1,336
繰延税金資産	229	197
その他	362	314
貸倒引当金	4	2
投資その他の資産合計	6,952	7,964
固定資産合計	35,678	36,633
資産合計	61,809	65,625

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,129	3,272
電子記録債務	3,582	3,887
短期借入金	4,760	5,729
1年内返済予定の長期借入金	4,252	3,191
リース債務	76	86
未払法人税等	402	230
設備関係支払手形	127	237
営業外電子記録債務	954	1,210
その他	2,969	3,323
流動負債合計	19,254	21,167
固定負債		
長期借入金	7,765	5,569
リース債務	244	245
繰延税金負債	1,155	1,515
退職給付に係る負債	2,958	3,048
その他	163	157
固定負債合計	12,287	10,537
負債合計	31,541	31,704
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,839	9,839
資本剰余金	6,080	6,080
利益剰余金	13,279	14,723
自己株式	900	841
株主資本合計	28,299	29,802
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,654	3,281
為替換算調整勘定	957	279
退職給付に係る調整累計額	1,305	1,216
その他の包括利益累計額合計	391	2,344
新株予約権	67	67
非支配株主持分	1,509	1,706
純資産合計	30,267	33,920
負債純資産合計	61,809	65,625

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	32,101	37,993
売上原価	26,579	29,007
売上総利益	5,521	8,986
販売費及び一般管理費	6,224	6,565
営業利益又は営業損失()	703	2,420
営業外収益		
受取利息	6	6
受取配当金	121	155
為替差益	-	14
助成金収入	443	60
補助金収入	5	29
スクラップ売却益	41	50
その他	62	74
営業外収益合計	681	393
営業外費用		
支払利息	116	87
為替差損	63	-
その他	118	79
営業外費用合計	297	167
経常利益又は経常損失()	319	2,646
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	319	2,646
法人税、住民税及び事業税	320	625
法人税等調整額	592	124
法人税等合計	912	749
四半期純利益又は四半期純損失()	1,232	1,896
非支配株主に帰属する四半期純利益	80	129
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,312	1,767

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	1,232	1,896
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	606	627
為替換算調整勘定	481	1,323
退職給付に係る調整額	272	89
その他の包括利益合計	147	2,039
四半期包括利益	1,379	3,936
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,463	3,720
非支配株主に係る四半期包括利益	84	215

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

当社の連結子会社であった株式会社日本リングサービス及び株式会社日ピスビジネスサービスは、2021年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、第1四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結累計期間の期首から適用しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用が当第3四半期連結累計期間の売上高、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結累計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結累計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する仮定については、前連結会計年度の有価証券報告書の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)」に記載した内容から重要な変更はありません。

(従業員持株会型「E-Ship信託」導入)

当社は、従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

2020年9月24日開催の取締役会決議に基づき、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下「本プラン」)といたします。)を導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に日本ピストンリング持株会専用信託(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余資産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 会計処理

会計処理については「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対

応報告第30号(2015年3月26日)を適用し、当該指針に従って会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第3四半期連結会計期間末は266百万円、277,000株であります。

(4) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当第3四半期連結会計期間末 270百万円

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
受取手形	- 百万円	202百万円
支払手形	- 百万円	3百万円
電子記録債務	- 百万円	32百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	2,998百万円	3,056百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	444	55.00	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

配当に関する事項

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	159	20.00	2021年3月31日	2021年6月25日	利益剰余金
2021年11月12日 取締役会	普通株式	160	20.00	2021年9月30日	2021年12月6日	利益剰余金

(注) 1 2021年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

2 2021年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、従持信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	自動車関連製 品事業	船用・その他 の製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	27,370	1,597	28,968	3,132	32,101	-	32,101
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	27,370	1,597	28,968	3,132	32,101	-	32,101
セグメント利益又は 損失()	493	53	440	56	383	319	703

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、商品等の販売事業を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 319百万円は、各報告セグメントに配賦していない研究開発費等であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	自動車関連 製品事業	船用・その他 の製品事業	計				
売上高							
日本	12,131	1,205	13,336	1,424	14,761	-	14,761
アジア	9,770	366	10,136	112	10,249	-	10,249
ヨーロッパ	3,589	240	3,829	1,848	5,678	-	5,678
北米	3,980	-	3,980	98	4,078	-	4,078
その他の地域	3,220	-	3,220	5	3,226	-	3,226
顧客との契約から 生じる収益	32,691	1,811	34,503	3,489	37,993	-	37,993
外部顧客への売上高	32,691	1,811	34,503	3,489	37,993	-	37,993
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	32,691	1,811	34,503	3,489	37,993	-	37,993
セグメント利益	2,325	332	2,657	165	2,823	402	2,420

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、商品等の販売事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 402百万円は、各報告セグメントに配賦していない研究開発費等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	163円93銭	229円64銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	1,312	1,767
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	1,312	1,767
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,008	7,696
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		228円34銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(千株)		43
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1. 「1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()」の算定において期中平均株式数から控除する自己株式の期中平均株式数に、従持信託が保有する当社株式を含めております(当第3四半期連結累計期間297,100株)。
2. 前第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、2021年12月24日開催の取締役会において、株式会社ノルメカエイシアの株式を取得して子会社化することを決議いたしました。また、2022年1月11日付で株式を取得したことにより子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ノルメカエイシア(以下「ノルメカ社」)

事業の内容 救急災害用器材等の輸入・販売、災害医療救助訓練の企画立案・実施

企業結合を行った主な理由

ノルメカ社が持つ医療機関、政府機関、地方公共団体、公益財団法人等の幅広い顧客基盤ならびにソリューション提供・開発力と、当社が持つコア事業やものづくり力、国内外の拠点活用を通じた組織対応力・販売力を融合させることで、顧客のニーズに基づく医療機器や製品の開発、製品の販売・提案機会の拡大等、両社に大きなシナジーを見込めるものと判断したためであります。

企業結合日

2022年1月11日

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

変更ありません。

取得した議決権比率

100.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として全株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価額につきましては、当事者間の合意により非公表としておりますが、適正価格にて取得しております。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定していません。

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

2 【その他】

第126期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の中間配当について、2021年11月12日開催の取締役会において、2021年9月30日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	160百万円
1株当たりの金額	20円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2021年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月9日

日本ピストンリング株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田大輔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉岡昌樹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ピストンリング株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ピストンリング株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。